

8月29日（金） 公 布



平成20年8月29日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨について、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

### I 背景

平成20年7月27日から29日にかけて、日本付近は上空に寒気を伴った気圧の谷の通過と高気圧の縁を回る下層の暖かく湿った空気により大気の状態が不安定となり、中国、近畿、北陸、東北地方を中心に大雨となりました。とりわけ富山県、石川県で農地等に甚大な被害をもたらしました。

### II 政令の概要

今回の政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨について、激甚災害の指定を行うものです。具体的な対象区域及び適用すべき措置は以下の通りです。

対 象 区 域		適 用 す べ き 措 置		
都道府県名	市町村名	5 条	6 条	24 条第 2 項から第 4 項
富山県	南砺市 <small>（なんとし）</small>	○	○	○
石川県	金沢市	○	○	○

注1) ○印は当該欄の適用措置がなされる区域である。

注2) 上記適用措置は、8月15日現在における査定見込額に基づくものである。

注3) 現時点で対象区域から外れている市町村（旧市町村を含む。）についても、確定した当該災害に係る復旧事業費等の査定額が局地激甚災害指定基準をこえた場合には、適用措置の対象区域に追加する。

注4) 農林水産業共同利用施設（第6条）及び小災害債（第24条）の措置は、農地等（第5条）の措置に伴い適用される。

### 【適用すべき措置の概要】

#### （1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（85%→94%（農地、過去5年間の実績））。

#### （2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（20%→30～90%）。

#### （3）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

### <参 考>

#### ○農地等（第5条）

市町村	査定見込額	基準額 (農業所得推定額×10%)	倍 率
富山県 南砺市	16.6億円	3.4億円	4.9倍
石川県 金沢市	9.4億円	2.4億円	3.9倍

政令第二百七十二号

平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による災害で、富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係るもの	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。